

昭和二十八年建設省令第二十三号

北海道防寒住宅建設等促進法施行規則

北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第五条第一項及び第十条第一項の規定に基き、及び同法を実施するため、北海道防寒住宅建設等促進法施行規則を次のように定める。

（補助金交付申請書）

第一条 北海道防寒住宅建設等促進法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき補助金交付申請書、事業計画書及び経費見積書の様式は、それぞれ別記第一号様式、第二号様式及び第三号様式とする。

（補助金の交付申請の手續）

第二条 前条の補助金交付申請書は、当該年度の前年度の三月三十一日までに提出するものとする。但し、特別の事由がある場合においては、この限りでない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年三月二十七日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年一月三十一日建設省令第一〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二年一月二〇日建設省令第四一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （令和三年八月三十一日国土交通省令第五三号）

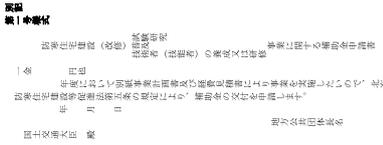
（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第一号様式



別記第二号様式（イ）

第二号様式（イ）

年度試験研究事業計画書

研究課題名	氏名		所属機関	最終学歴及び卒業年	専攻科目
	氏	名			
研究目的					
基礎となる理論と現在までの研究状況の概要					
研究実施計画とその方法					
試験研究効果					
試験研究に必要な施設及び設備の整備					

（記入上の注意）試験研究が二以上の年度にまたがって計画される場合は、「研究実施計画とその方法」欄に、次年度以後に係る分を含む全体計画の概要を付記すること。

第一号様式（ロ）

年度普及事業計画書

普及事業に必要な施設及び設備の整備	事業の種類		この事業を必要とする理由		事業実施による効果	
	各事業に関する具体的計画					
(1)巡回指導						
指導事項		時期	場所	担当者氏名	勤務先及び	指導方法
						備考
(2)資料の展示又は出版物の配布						
種類		名称	内容の概要	部数	配布時期	配布先
						備考
(3)講習会						
講習科目		時間数	時期	場所	受講者の範囲	講師
						氏名
						勤務先
						備考
(4)何何						

（記入上の注意）各事業に関する具体的計画のうち、(1)、(2)及び(3)以外の普及事業に関しては、(4)以下に(1)、(2)及び(3)に準じて記載すること。

第一号様式（ハ）

年度技術者（技能者）の養成事業計画書

養成に必要な施設及び設備の整備	養成を必要とする理由とその目的		開催期日	開催場所	開催者	養成を受ける者の範囲とその選考方法
			年 月 日より 月 日まで			
事業に関する具体的計画						
科目		時間数	担当講師名	勤務先とその役職	最終学歴及び卒業年	

## 第三号様式

試験研究  
 年度 普及 事業に関する経費見積書  
 技術者（技能者）の養成又は研修

## 収入の部

事業名	経費総額（又は経費見積総額）	経費の負担内訳（円）				前年度経費総額	増減	備考
		国	道	市町村	その他			
試験研究事業 — — — — — — — — — — — —								
普及事業 — — — — — — — —								
技術者（技能者）の養成又は研修事業 — — — — — — — —								
計								

## 支出の部

事業名	科目	経費総額（又は経費見積総額）	前年度経費総額	備考
試験研究事業 — — — — — — — —				
普及事業 — — — — — — — —				
技術者（技能者）の養成又は研修事業 — — — — — — — —				
計				

（記入上の注意）

- (1) 事業名欄は、法第四条各号ごとの区分に従い記入し、同条第一号の事業については研究課題別に、同条第二号及び第三号の事業については、巡回指導、資料の展示等に細分して記入すること。
- (2) 支出の部の備考欄には、経費総額（又は経費見積総額）の積算基礎等を記入すること。